

平成29年10月9日

愛知県教育委員会教育長 殿

公立学校教員採用選考試験における部活動指導の取り扱いについての請願

加藤 豊裕

1 請願の趣旨

愛知県公立学校教員の勤務時間は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）24条5項及び地教行法（昭和31年法律第162号）42条に基づき、県条例（昭和42年愛知県条例第4号）や県教委規則（昭和46年愛知県教育委員会規則第12号）によって定められています。

長期休業中などを除き、部活動指導の大半は勤務時間外に行われています。しかし給特法（昭和46年法律第77号）及び政令（平成15年政令第484号）、そして県条例（昭和46年愛知県条例第55条）では、教員には原則として時間外勤務が命じられないことになっており、例外的に時間外勤務を命じることができるケース（いわゆる超勤4項目）にも部活動指導は該当しません。つまり、勤務時間外の部活動指導を教員に命じることは法令違反となります。

ところで、全国各地の教員採用選考試験において、「部活の顧問はできますか」「何部の指導ができますか」といった質問が面接で行われていると聞きます。部活動指導の大半が勤務時間外に行われていることを踏まえると、こうした質問は時間外勤務を事実上強要するものであり、法令違反の疑いが生じます。また、こうした質問に対し、勤務時間外の部活動指導を行うつもりはないと答えた受験者に対して不利な判定がなされるとすれば、法令違反の疑いはさらに強まります。

2 請願項目

- ① 愛知県公立学校教員採用選考試験の口述試験において、部活動指導に関する質問を行わないこと。
- ② 愛知県公立学校教員採用選考試験の口述試験において、勤務時間外の部活動指導を行わない旨の意思表示を行った受験者に対し、不利な判定を行わないこと。

日本国憲法第16条および請願法に基づき、以上の項目を請願いたします。

